

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成20年静岡市条例第71号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

17	羽鳥大門町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された羽鳥大門町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----	---------------	---

を

」

「

17	羽鳥大門町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された羽鳥大門町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
18	中島地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中島地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

に

」

改める。

別表第2に次のように加える。

18 中島地区整備計画区域

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、165平方メートル以上としなければならない。
建築物の壁面等の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線までの距離が1メートル以上、隣地境界線までの距離が0.5メートル以上となる位置としなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>(1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物</p> <p>(3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの</p> <p>(4) 出窓の部分</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。